

令和7年度

第3回 堺市アスベスト対策推進庁内委員会

令和8年3月26日

# 次 第

## 【審議事項】

- ・令和7年度の取組

## 【報告事項】

- ・こどもが利用する市有施設におけるアスベスト含有建材除去への取組について
- ・堺市北部地域整備事務所アスベスト飛散事象に係る健康対策等専門委員会について

## (1) 吹付けアスベスト除去補助

一定規模以上の建物所有者への通知や、広報さかい6月号での補助制度活用の周知を実施した。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
分析調査件数	2	1	1	0	2	0	0	1
除去等件数	3	0	0	1	2	0	0	1

(2月末現在)

## (2) 計画的な監視・指導（アスベストパトロール）

建設リサイクル法に基づく解体工事情報及びアスベスト事前調査結果報告情報を活用し、法令遵守を確認するため、解体等工事現場に対して監視・指導を実施した。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
現場確認件数	1,131	1,134	885	1,023	1,131	987	1,024	969

(2月末現在)

## (3) 工作物に対する事前調査資格要件改定に関する周知啓発

令和8年1月施行の法令改正について、周知啓発を実施した。

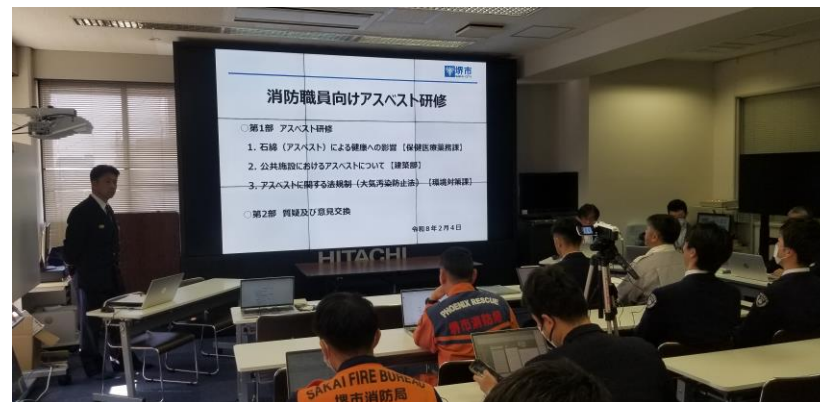
- ▶ 堺市ホームページでの広報（建築部、環境保全部）及び庁内への通知（6月11日）
- ▶ 庁内施設管理者研修会（7月23日開催 90名参加）で制度内容を説明
- ▶ 庁内アスベスト対策技術向上研修会（11月20日開催 24名参加）で制度内容を説明

## (1) 消防職員に対するアスベスト関連の知識啓発

アスベスト関連法令や建築物、健康に対する対策等の知識啓発を目的として研修及び意見交換を実施した。

- ▶ 日時：令和8年2月4日（水）午前10時～12時
- ▶ 場所：消防局3階作戦室
- ▶ 参加者：消防局職員 25名

※後日、全ての消防職員が受講できるよう消防局HPに研修動画を掲載



## (2) ボランティア活動におけるアスベスト対応

被災地における災害ボランティアのアスベストばく露対策を目的として堺市社会福祉協議会のボランティア支援担当者との意見交換し対応を検討した。今後、具体的な啓発内容や方法について協議し対応を進める。

### ■ 意見交換での意見

- ▶ ボランティア希望者への説明項目が多いため、平時からホームページ等に掲載し事前に確認してもらうなどの方法が適切
- ▶ ボランティアをする人とコントロールする職員がともに知識を持つことが大事

## (3) 避難所運営におけるアスベスト対策

指定避難所（162か所）における対策に取り組むため危機管理室と対応を検討した。今後、研修内容やマニュアル記載内容を協議し対応を進める。

## (1) 石綿検診の実施・受診勧奨

広報さかい6月号及び堺市ホームページで受診勧奨の周知を実施した。(8月15日受付終了)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
受診申込件数	52	33	46	52	68	47	49	52
CT実施件数	47	28	8	18	18	13	12	5

(令和2年度以降は、肺がん検診のX線画像で異常があった受診者のみ胸部CTを撮影する方法に変更)

## (2) 検診受診者の健康管理支援

「石綿読影の精度に係る調査」に基づき、受診者の自主的・継続的な健康管理を支援する「アスベスト健康手帳」を配布した。

今年度新規配布	累計配布数
9冊	225冊

(平成27年度以降)

## (3) 石綿健康被害救済制度の周知

広報さかい2月号及び堺市ホームページで独立行政法人環境再生保全機構の当該制度について周知を実施した。

## (4) 庁内施設管理部署、消防職員への周知

施設管理に従事する職員及び消防職員のアスベスト対策の理解促進の一環として、石綿関連健康支援施策等に関する以下の研修を実施した。

- ▶ アスベスト対策・施設管理者研修会（7月23日開催）90名参加
- ▶ 消防職員向け研修会（2月4日開催）25名参加

## (1) 市有施設の定期点検の実施

時期	対象とする建材	内容
第1回（7月）	レベル1～レベル3	損傷、劣化等がないか点検し 結果を記録
第2回（2月）	レベル1、レベル2	

施設管理担当からの管理上の問合せに対しては環境保全部が建築部と連携して対応

## (2) 施設管理者等への研修の実施

	アスベスト対策施設管理者研修	アスベスト対策技術向上研修
対象	施設を所管する職員 90名	施設を所管する職員 24名
日時	7月23日（水）①10：00～11：30 ②13：30～15：00	11月20日（木）10：00～11：30
場所	本館3階 大会議室	本館3階 大会議室
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法等の義務</li> <li>・市有建築物におけるアスベスト建材管理</li> <li>・石綿検診等の健康支援</li> <li>・施設点検依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設におけるアスベスト</li> <li>・工作物の解体等に対する石綿事前調査</li> </ul>

### (3) 新たにレベル1アスベスト建材を発見した際の公表基準の検討

施設管理等を通じて新たにレベル1建材が確認された際は、市民等に広く知って頂くことを目的に報道提供を行うことを決定した。(第2回庁内委員会)

### (4) レベル1アスベスト建材のホームページ掲載

他自治体の公表資料を参考にアスベスト除去状況も含め掲載することを決定した。(第2回庁内委員会)

- ▶ 使用中の施設だけでなく、アスベスト除去や解体を行う施設に関しても、吹付アスベストが存在していた経緯を市民等が知ることができるようアスベスト除去状況も含め掲載
- ▶ 「吹付けアスベスト（石綿）除去対策工事状況」（別添資料1）を市ホームページで公表予定

### (5) アスベストに関する文書の保存方法の検討

アスベスト除去や解体を行った施設に関しても、過去に吹付アスベストが存在していた経緯を市民等が知ることができるよう、建物の図面、経過等文書を長期保存するためのルールを作成することを決定した。(第2回庁内委員会)

- ▶ 保存対象文書、保存期間、文書規程における位置づけ等について関係部局と調整中

#### ※上記 (3) (4) (5) について

- ▶ 堺市公共建築物アスベスト含有建材点検・管理マニュアルに反映を予定
- ▶ 施設管理者研修等で周知を行う

## (1) 市民向け啓発

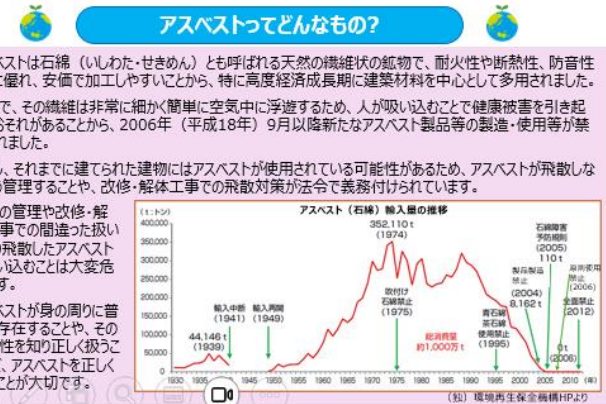
市民等にアスベストの基本的な事項を知って頂くことを目的にパンフレットを作成した。(別添資料2)

- ▶ ホームページへの掲載を基本とし、説明会等において啓発に利用することも視野に作成

## (2) 学校教育

小学校6年生と中学校2年生を対象に、健康教育の一環として「がんに関する教育指導資料」等を活用したがん教育の中で「アスベストとは」や「アスベストの繊維が肺がんを起こす可能性があること」等を授業内容として実施した。

- ▶ 小学校：がんについてもっと知ろう
  - ・石綿（アスベスト）とは
- ▶ 中学校：がんについて正しく理解しよう
  - ・アスベストとは
  - ・アスベストによるがん発症の危険性



- **こどもが利用する市有施設におけるアスベスト含有建材除去への取組について**
  
- **堺市北部地域整備事務所アスベスト飛散事象に係る健康対策等専門委員会について**

## 吹付けアスベスト（石綿）除去対策工事状況

No	施設名称	建設年度	室名	使用箇所	石綿 分析結果 (有・無)	除去工事 実施年度	処理方法・経過等
1	大浜高層住宅（旧）	昭和44(1969)	住居	天井	有	平成22	平成22年度除去、令和4年度建物解体
2	七道作業所B棟	昭和54(1979)	作業所	屋根裏	有	令和5	令和4年度調査、令和5年度除去
3	塩穴団地1棟	昭和50(1975)	塔屋	階段裏	有	—	平成18年度封じ込め
4	東雲公園予定地内建築物	昭和55(1980)	店舗・住居	屋根裏・軒先	有	令和5	令和5年度軒先露出部分除去、用地取得後に建物解体予定
5	鳳南小学校	昭和48(1973)	階段室	屋上階窓上部	有	令和4	令和4年度調査、令和4年囲い込み
6	登美丘西小学校	昭和53(1978)	体育館3階フロア	天井裏	有	—	令和3年度調査、令和7年度から除去工事中
7	八田荘小学校	昭和53(1978)	体育館3階フロア	天井裏	有	—	令和3年度調査、令和9年度除去予定
8	平岡小学校	昭和45(1970)	階段室	階段裏	有	令和4	令和4年度調査、令和4年度除去
9	日置荘小学校	昭和52(1977)	体育館3階フロア	天井裏	有	令和5	令和3年度調査、令和5年度除去
10	福泉小学校	昭和52(1977)	体育館3階フロア	天井裏	有	令和7	令和3年度調査、令和7年度除去
11	百舌鳥支援学校（分校）	昭和52(1977)	機械室	天井・壁	有	令和6	令和4年度調査、令和6年度除去、一部天井裏囲い込み状態
12	元第一幼稚園	昭和44(1969)	トイレ	天井裏	有	令和4	令和4年度調査、令和4年度除去
13	中央図書館	昭和46(1971)	外壁	パネル裏	有	—	平成17年度調査、囲い込み状態
14	石津水再生センター	昭和43(1968)	管理棟書庫	天井	有	—	令和3年度調査、令和9年度除却工事発注予定
15	小平尾浄水場	昭和46(1971)	ポンプ室	天井・壁	有	令和5	平成17年度封じ込め、令和5年度除去
16	泉北水再生センター	昭和44(1969)	汚泥棟電気室	天井	有	—	昭和63年度囲い込み状態、建物解体予定
17	泉北水再生センター	昭和43(1968)	旧管理棟階段室	階段裏・天井	有	令和4	令和3年度調査、令和4年度除去・一部除去不可能部分囲い込み状態
18	泉北水再生センター	昭和44(1969)	上水タンク庫	天井・壁	有	—	令和3年度調査、令和8年度除去工事発注予定

令和2年度末時点でアスベスト除去又は建物解体が未実施の施設（令和3・4年度再調査で新たに確認された施設を含む）

# 正しく知ろう！ アスベストのこと

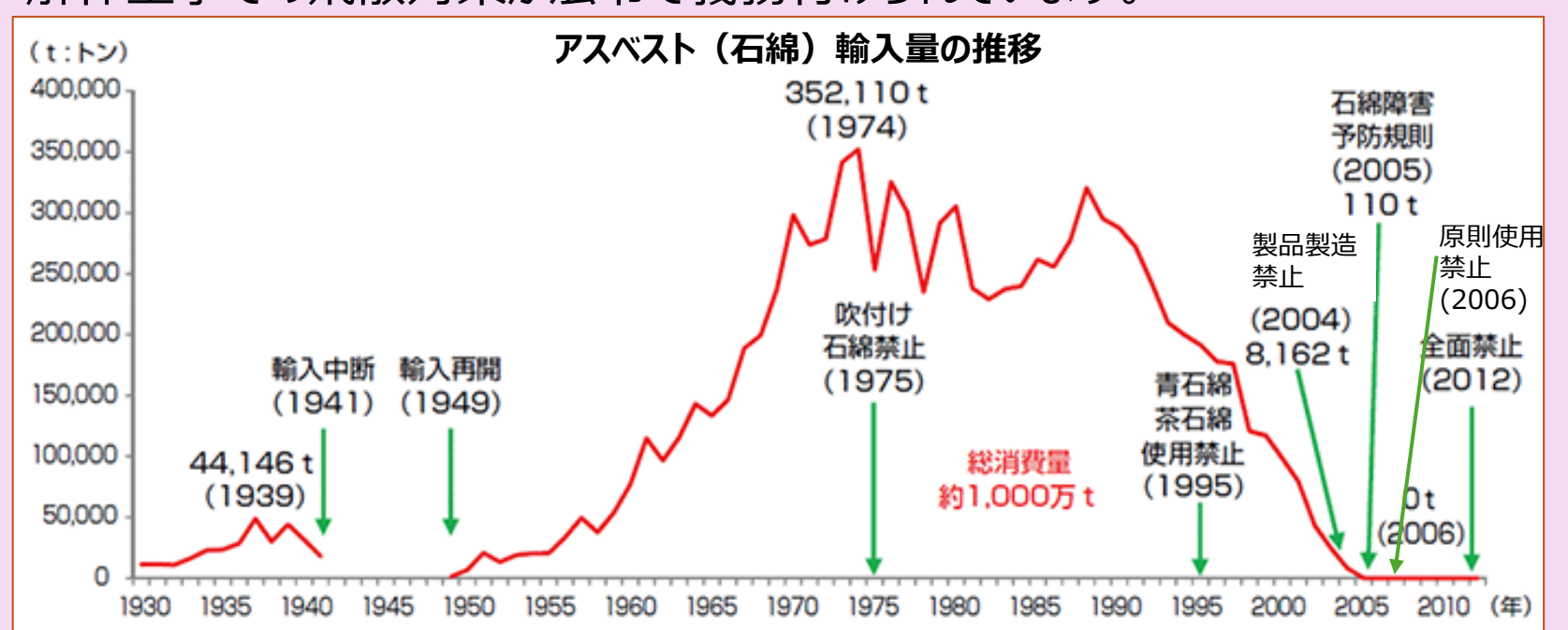
～市民の方にアスベストを知っていただくためのパンフレットです～



## アスベストってどんなもの？



- アスベストは石綿（いしわた・せきめん）とも呼ばれる天然の繊維状の鉱物で、耐火性や断熱性、防音性などに優れ、安価で加工しやすいことから、特に高度経済成長期に建築材料を中心として多用されました。
- 一方で、その繊維は非常に細かく簡単に空気中に浮遊するため、人が吸い込むことで健康被害を引き起こすおそれがあることから、平成18(2006)年9月以降新たなアスベスト製品等の製造・使用等が禁止されました。
- しかし、それまでに建てられた建物にはアスベストが使用されている可能性があるため、アスベストが飛散しないよう管理することや、改修・解体工事での飛散対策が法令で義務付けられています。
- 建物の管理や改修・解体工事での間違った扱いにより飛散したアスベストを吸い込むことは大変危険です。
- アスベストが身の周りに普通に存在することや、その危険性を知り正しく扱うことなど、アスベストを正しく知ることが大切です。



(独) 環境再生保全機構HPより作成



# アスベストはどこに使われているの？



□ アスベストを含む建材は飛散性の程度によってレベル1から3まであり、平成18(2006)年以前に建築された建物では、以下のような場所にアスベストが使用されている可能性があります。

## レベル1

- レベル1建材は、耐火建築物の鉄骨耐火被覆のほか、断熱、防音、結露防止等のために壁、天井に使用されています。
- 飛散性が高いため、天井や壁等で囲まれず露出した状態の場合は特に注意が必要です。

吹付けアスベスト



鉄骨の耐火被覆材や天井断熱材として使用されています。

アスベスト含有  
吹付けロックウール



吹付けパーミキュライト



パーミキュライト、パーライトを吹き付けたもので、天井や階段の裏の仕上に使われています。

吹付けパーライト



高い



## レベル2

- レベル2建材は、煙突内部の断熱材、折板屋根の断熱材、配管保温材、耐火被覆板に使用されています。

アスベスト含有断熱材 ※



ボイラー等の排気用煙突内側の断熱材に使用されています。

アスベスト含有保温材



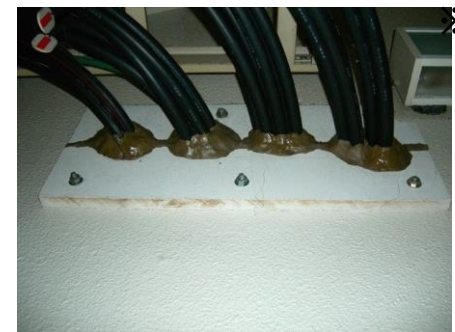
設備配管の主に曲がり部分の保温材に使用されています。

アスベスト含有耐火被覆材



鉄骨の柱やはり等に耐火被覆の目的で貼り付けられています。

ケイ酸カルシウム板第2種 ※



防火区画を貫通するケーブルの延焼防止に使われています。

飛散性



## レベル3

- レベル3建材は、天井、壁、床等の内装材や、屋根材、外壁等の外装材に使用されています。
- これらの建材は、通常の使用ではアスベストの飛散性は低いですが、著しく劣化している場合や除去する際に切断や破砕等を行うと飛散するおそれがあります。

ケイ酸カルシウム板第1種



アスベスト含有  
ロックウール吸音天井板



アスベスト含有  
ビニル床タイル



アスベスト含有  
スレート波板



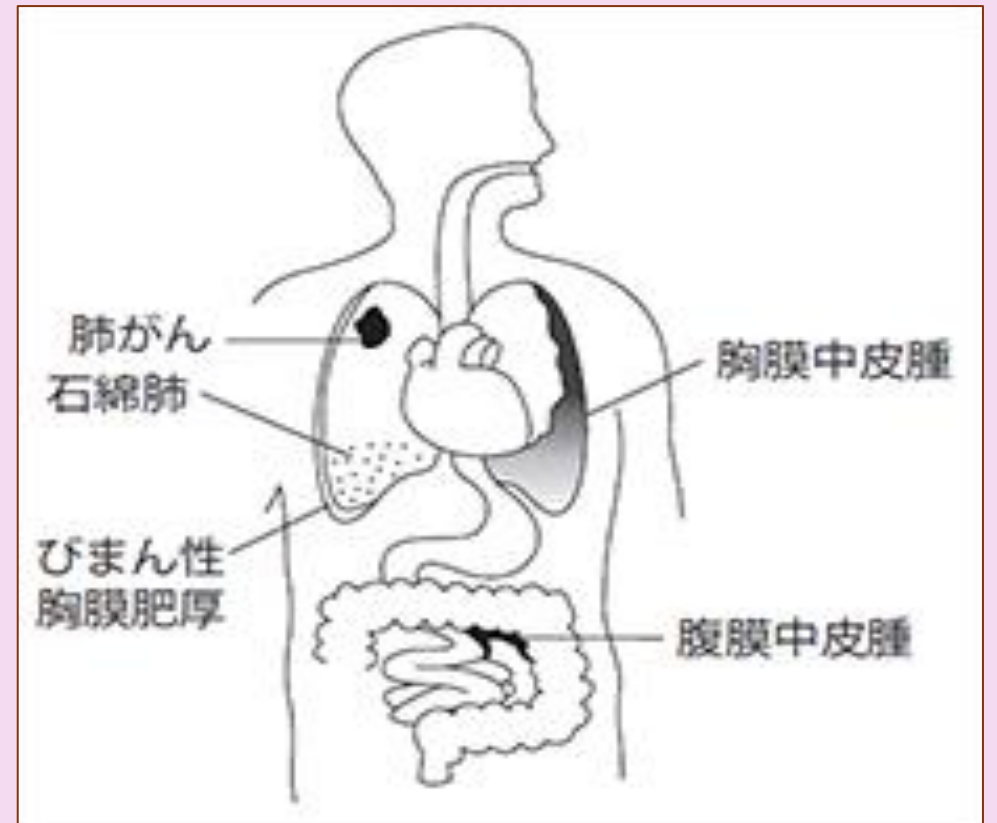
低い



## アスベストによる健康被害とは？



- アスベストの繊維は非常に細かく空気中に浮遊するため、人が呼吸する際に簡単に吸い込んでしまいます。
- 吸い込んだアスベストの一部は異物として体外へ排出されますが、肺の組織内に長く滞留するものもあり、これが要因となって、右のような病気を引き起こすおそれがあります。
- これらのアスベストを原因とする病気は、発症までの潜伏期間が非常に長いことが特徴です。
- またアスベストを吸った量が多くなると病気になる可能性が高くなることが分かっています。アスベストを飛散させないこと、吸い込まないことがとても重要です。



(独) 環境再生保全機構ホームページより



## どんな対策が取られているの？



- 日本では、昭和50(1975)年に吹付けアスベストが原則禁止となって以降、アスベストによる健康被害が社会問題化したことなどをを受けて段階的に規制が強化されてきました。

### アスベストの製造・輸入・使用等の禁止

平成18年(2006)年9月からアスベストをその重量の0.1%以上含む製品の製造・輸入・譲渡・提供・新規使用が原則禁止されています。

### 使用中の建物に対する規制

事業者の方は、従業者等が働く建物にある吹付けアスベストやアスベストを含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などによりアスベストが飛散し、従業者等が吸い込んでしまうおそれがあるときは、そのアスベストの除去をはじめとした対策を行う必要があります。

### 建物の解体・改修・補修工事における対策

建物の解体・改修・補修等の工事をする場合は、施工業者が事前にアスベストが使われていないかを調査してその結果を発注者に説明し、あわせて工事現場に掲示するなどの必要があります。またアスベストが使用された建物の工事では、建材の種類ごとに定められた作業方法や基準に従って実施しなければなりません。

### アスベストによる健康被害の救済

アスベストを取り扱う仕事をしていた方が、業務によってアスベストに関連する病気を発症したと認められる場合は、労災保険等の給付を受けられます。また労災保険の給付が受けられない場合でも、石綿健康被害救済制度による給付を受けることができます。



## 何に注意すればいいの？



### 建物の損傷や劣化に注意する

アスベストを使用した建材が損傷・劣化するとアスベストが飛散する危険性が高まるので、定期的な点検を実施し、異常があればアスベストの有無や飛散の可能性などの診断・検査を検討しましょう。

### 建物の解体や改修時には法令を遵守する

建物の解体や改修工事等を行う場合は、アスベスト除去作業などに対する法規制を遵守しなければなりません。施工業者とよく相談し、アスベストが飛散しないよう法令遵守を徹底してください。

### 地震など災害時のアスベストの飛散に備える

アスベストを使用した建物が倒壊、損壊した場合、アスベストが露出し飛散するリスクが発生します。復旧作業等の際にはばく露する可能性がありますので、粉じんの発生している現場には近づかないようにし、作業等でやむを得ない場合は作業に対応した呼吸用保護具を着用しましょう。



## 分からないことはどこに聞けばいいの？



□ 堺市役所の各担当部署にお問い合わせください。

問合せ内容	部署名	電話番号	ホームページ
解体等工事のアスベスト除去に関する届出	環境対策課	072-228-7474	
アスベストに関する健康相談	保健医療薬務課	072-228-7582	
既存建築物の吹付けアスベストに係る含有調査・除去等への補助	建築防災推進課	072-228-7482	

□ その他の情報は各機関のアスベスト関連ホームページを参照してください。

機関の名称	ホームページ	機関の名称	ホームページ
環境省		国土交通省	
厚生労働省		独立行政法人 環境再生保全機構	

□ このパンフレットは、一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会の監修・協力により作成しています。



堺市環境局  
環境保全部 環境共生課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1  
Tel : 072-228-7440  
Mail : kankyo@city.sakai.lg.jp



ホームページ